

国際交流委員会規程

(総則)

第1条 本規程は、一般社団法人日本産業保健法学会（以下、「学会」という。）の定款第46条第1項に基づき設置された国際交流委員会（以下、「委員会」という。）について、定款第46条第3項に基づき、その組織・運営等に関する基本的事項を定める。

(役割)

第2条 この委員会は、定款第4条に定める目的を達成するため、学会の国際交流に関する業務を所管する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次の事項を所掌する。

- 一 海外の産業保健法分野の関係者または関係学会との協力及び連携に関すること
- 二 学会における研究成果の国際発信に関すること
- 三 海外における産業保健法の調査に関すること

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって構成する。

- 2 委員長及び副委員長は、正会員の中から、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
- 3 委員は、理事会の承認のもと、委員長が委嘱する。
- 4 委員長は、委員の中から、委員会の日常的な運営業務を担う主幹を若干名委嘱することができる。

(委員長)

第5条 委員長は、委員会を主宰し、次の事項を統括する。

- 一 第3条第1号に基づき、海外の産業保健分野の関係者または関係学会と交流し、情報交換、意見交換を推進すること
 - 二 第3条第2号に基づき、学会における研究成果を国際的に発信すること
 - 三 第3条第3号に基づき、必要に応じて、海外における産業保健法制度及び現場における運用について調査を行うこと
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代行する。